

# 議員定数・選挙区調査特別委員会会議録

平成20年5月8日

場 所 第1委員会室

平成20年5月8日（木曜日）

---

午後1時3分開会

---

会議に付した案件

○協議事項

1. 調査事項について
  2. 調査活動方針・計画について
  3. その他
- 

出席委員（12人）

|         |           |
|---------|-----------|
| 委 員 長   | 緒 嶋 雅 晃   |
| 副 委 員 長 | 岡 師 博 規   |
| 委 員     | 坂 元 裕 一   |
| 委 員     | 福 田 作 弥   |
| 委 員     | 蓬 原 正 三   |
| 委 員     | 黒 木 覚 市   |
| 委 員     | 宮 原 義 久   |
| 委 員     | 河 野 安 幸   |
| 委 員     | 松 村 悟 郎   |
| 委 員     | 満 行 潤 一   |
| 委 員     | 河 野 哲 也   |
| 委 員     | 井 上 紀 代 子 |

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

説明のために出席した者（なし）

---

事務局職員出席者

|           |         |
|-----------|---------|
| 政策調査課主任主事 | 松 下 新 一 |
| 政策調査課課長補佐 | 長 友 重 俊 |

---

○緒嶋委員長 ただいまから議員定数・選挙区調査特別委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、

ただいま御着席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります、本日は、調査項目について及び活動方針・計画について御協議いただきたいと思いますが、このように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、先日開催されました委員長会議の結果につきましては、先日の常任委員会で資料の配付がありましたので、説明は省略させていただきます。

それでは、委員協議に入りまして、まず、（1）の調査事項についてから御協議いただきます。

お手元に配付の資料1をごらんください。1の当委員会の設置目的については、さきの臨時議会で議決されたところでございますが、2の調査項目は、本日の委員会で正式に決定することとなっておりますので、御協議いただきたいと思っております。

調査項目の案としましては、1、県議会議員の定数に関する事、2、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事、の2つであります。この案について何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、この案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、(2)の活動方針・計画について御協議いただきたいわけですが、その前に、ここで協議の参考としていただくため、昨年度の議員定数・選挙区調査特別委員会における審議の概要について、書記のほうより説明させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのようにいたします。なお、お手元に「議員定数・選挙区調査特別委員会配付資料平成19年度分」というファイルがあると思いますが、これは昨年度の特別委員会において配付された資料をまとめたものがあります。次回以降の委員会においても、ぜひこれをお持ちいただいて参考としていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、松下書記から説明をお願いいたします。

○松下書記 それでは、御説明いたします。

お手元のファイルの一番初めにとじてあります「議員定数・選挙区調査特別委員会報告書」を使って御説明いたします。

まず、詳細の説明は省略させていただきますが、1ページが調査活動の概要であります。続いて2ページにまいりまして、議員定数及び選挙区に関する法令等について、3ページが本県における議員定数及び選挙区の状況についてであります。また、3ページの下の方からが全国の都道府県議会の状況、4ページにまいりまして、(2)が県内市町村議会の状況、(3)が一票の格差の最高裁判例の状況について調査した結果であります。このほかにも数多くの調査を行っておりますが、その詳細につきましては別添の資料を御参照いただければと思いま

す。

次に、3の基本方針の決定についてであります。この基本方針は、委員全員が共通の認識を持って委員会の協議を行うために決定されたものでありまして、3つの方針から成っております。次の5ページになりますが、基本方針1は総定数に関するものであり、「総定数については削減を行う。ただし、県議会の機能・役割が大きく低下しない範囲での削減に留める。」というものであります。次に、基本方針2は選挙区割りに関するものであり、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する。」というものであります。次に、6ページですが、基本方針3は、各選挙区の定数に関するものでありまして、「各選挙区の定数については、一票の格差を合法的な範囲で検討し、県全体の均衡ある発展にも十分配慮した設定を行う。」というものであります。このうち、基本方針の1については、具体的に総定数については削減を行うということが明記されておりました。なお、これらの詳細の説明は省略させていただきます。

次に、6ページの4、委員会における協議からであります。基本方針の決定後は、その3つの項目のそれぞれについて各委員の見解を示しながら、より具体的な協議を行いました。ここからは、各委員からの意見を中心に黄色いマーカーのしてある箇所を読み上げていきます。

まずは、(1)の総定数に関してであります。「総定数については削減を行う」との基本方針を受け、実際にどの程度の削減が適当かについて協議を行いました。次のページになりますが、各委員からの「大幅な削減には慎重にな

るべきだ」という趣旨の意見についてであります。 「現在の常任委員会の機能を考えたときに、40～42名が一つの目安と考える。合併構想に基づく合区が可能となる33名というのは現実的に無理がある」 「市町村合併で市町村が統廃合されたことにより、市町村議会議員が削減された面があり、県全体として何ら行政需要が変わっていない中、一概に県議会議員も削減すべきだとは言えない」 「県議会の機能について改めてしっかり勉強すべきであり、議会の機能を果たすための適当な定数について十分検討すべきである」 などがありました。 また、そのほかに出された意見としては、「県全体の予算に占める議会費の割合はわずか0.2%であるが、全国レベルで見て、立派に改革を行っている」と評価を受けるに足る結論を目指すべきである」 「前期で削減をしておけば当面はそのままでもよかったかもしれないが、今回はそれなりの結論を出さなければ県民は納得しない」 などがありました。

次に、(2)の選挙区割りに関してであります。 「選挙区の広域化についても十分検討する」との基本方針を受け、公職選挙法の原則を尊重しつつ、任意合区の是非について協議を行いました。

初めに、「任意合区を取り入れるべき」とする意見についてですが、「1人区を残すとなると、複数人区を減らす以外に削減の方法がなくなる。選挙区を広くとれば、痛みはみんな平等になる」 「近年、郡の位置づけはあいまいになっており、広域行政が日常化しているという事実を考慮して、合区の議論を行うべきである」 などがありました。

次に、「任意合区を取り入れるべきでない」とする意見についてですが、「公職選挙法の原

則は郡市単位での選挙区設定であり、これを尊重し、1人区の存在も認めるべきだ」 「中山間地域などで配当基数が1以下の郡市にも、きちんと配慮すべきである。1人区も必要である」 などがありました。 また、そのほかには、「法令上、任意合区はしてもしなくてもいいものであり、我々だけの議論ではなく、地域の方たちがどう考えるかも尊重すべきである」 「新合併特例法の期限は平成22年度までだが、決してこれが終わりではなく、いつでも合併は起こり得る。合併の動向を見きわめるとして結論を先送りすることはあってはならない」 などの意見がありました。

最後に、(3)各選挙区の定数についてですが、各選挙区の定数については、主に「ただし書き規定の適用の是非」について協議を行いました。 「ただし書き規定を適用すべき」とした意見についてですが、「県土の均衡ある発展や格差の問題は、我々地域代表が発言することで、その地域が活性化される面もあり、人口の多いところだけに議員がいればよいとの発想は問題だ」 「都市部の議員が中山間地域を思って発言することはありがたいことだが、やはり実際にその地域に住み、苦労を味わっている者が発言するのとでは重みが異なる」 「平成9年度の県議会議員定数問題等調査特別委員会においても、一票の格差が議論され、中山間地域への配慮から、2倍の範囲内でただし書きが適用された」 などがありました。

また、「ただし書き規定を適用すべきでない」とする意見についてですが、「ただし書き規定はあくまでただし書きにすぎず、本文は『人口に比例して設定する』となっている。安易にただし書きを使うことはおかしい」 などがありました。

次に、9ページからですが、県外調査及び意見交換会の概要であります。県外調査では、法定上限数から大幅な減員を行っている岐阜県議会、逆に減員を全く行っていない和歌山県議会、そして定数削減の決定までに紆余曲折のあった奈良県議会において、定数の見直しに向けた取り組みや、それを決定した後の県民の反応などについて調査が行われました。なお、詳細の説明は省略させていただきます。

次に、10ページの下の方からになりますが、委員会では、宮崎県市議会議長会及び宮崎県町村議会議長会との意見交換会を実施しました。それぞれの議長会から役員の方々にお越しいただき、各地域からの意見を聴取しました。

11ページにまいりますが、各意見を総括しますと、ほとんどの議長が、総定数の削減については賛成しながらも、選挙区への定数配分については、中山間地域あるいは面積の広い地域への配慮を行ってほしいとの意見でありました。やはり中山間地域の議長からは、地域の声が県政に届きにくくなることへの危惧から、定数維持を求める声が多く聞かれました。逆に削減に積極的な意見であったのは、宮崎市議会議長でありました。

では、次に、6の正副委員長試案の提示にまいります。これまでの委員会における調査や委員からの意見、そして県外調査及び意見交換会の結果を踏まえた上で、正副委員長で協議して作成した試案を提示しました。今後の協議における選択の幅を広げるため、試案は総定数38名の案1から、1名刻みで総定数43名の案6までの6通りとしました。また、それぞれの案が、可能な限り任意合区を行っているAのパターンと現行選挙区どおりに選挙区を定めているBのパターンから成っております。

次のページにまいります。以上の6つの試案を委員会において提示したところ、委員の所属する各会派に持ち帰り、意見を集約した後に改めて協議を行うのがよいのではとの意見が出て、そのように取り扱うことで委員の意見が一致しました。

そして、7からが各会派の見解であります。ここは読み上げさせていただきます。

まず、自由民主党ですが、自民党は県内に幅広く議員を抱えていることから、意見の集約が大変難航し、特に選挙区割りとは各選挙区の定数については、①現行の選挙区割りを堅持すべき、②任意合区を含めて選挙区を設定したほうがよい、③中山間地域への配慮を行うべきであるなどのさまざまな意見が出され、現時点では意見を集約することがかなわなかった。よって、この2つについては、今後の市町村合併の動向を踏まえながら来年度に引き続き検討をしていくということとなった。ただし、県民が最も注目している総定数については、さまざまな意見があったものの、意見の集約に努め、39名か40名とする。なお、そのどちらにするかについては、各選挙区の定数などを検討する中で最終的に決定するとの結論に達した。すなわち、最低でも5名の削減を行うというものである。

次に、社会民主党ですが、総定数に関しては、本来、民意を的確に反映させるためには法定上限数とするのが望ましいが、現下の厳しい財政状況にかんがみ、議員定数及び議会費の削減を図る必要があることから、39名とする。これにより、今期の減員率では全国5位となり、1人区を可能な限り合区することができる。選挙区に関しては、多様な民意を反映するため、可能な限り1人区をなくすとの観点から、最大限任意合区を行い、県内を9選挙区とする。選

挙区定数に関しては人口比例定数どおりとし、ただし書き規定は適用しない。これにより一票の格差は1.40倍と改善される。

次に、愛みやぎきですが、総定数は36名とする。県が示す市町村合併推進構想の7つの地域から1名ずつ削減する正副委員長試案1—A（総定数38名）をベースとし、さらに痛みを分かち合うため、公職選挙法第15条第8項ただし書き規定の適用を廃止する。つまり、西都市・西米良村選挙区及び東臼杵郡選挙区について1名ずつのさらなる削減を行い、総定数を36名とする。これにより次の4つの効果が得られる。1人区の解消により死に票を減らし、選挙区の広域化により有権者の選択肢を拡大することができる。正副委員長試案1—Aより一票の格差を縮小することができる。市町村議会議員の削減率とほぼ同レベルの削減となり、各議会から理解が得られる。議員定数36名ならば削減率が20%、減員率が25%であり、ともに日本一となる。

次に、公明党ですが、前期の特別委員会において、任意合区を可能な限り行いながら定数削減を行うというスタンスであったことから、正副委員長試案1—A（総定数38名）が一つの候補である。ただし、地方の声を県政に届けるという観点から、現行の16選挙区も尊重すべきであり、その場合は試案2—B（総定数39名）もあり得ると考えており、この2つのどちらにするかについては結論が出ていない。

次に、民主党ですが、総定数は、40名及びそのプラスマイナス1名の範囲とする。今後の議論の中で最大会派の自民党が40名と決め切れるのであれば40名でもよいし、39名でまとまればそれでも異論はない。また、5つの常任委員会において議長が出席できないことが多いことを

考慮して、41名もあり得ると考える。なお、今年度に総定数だけでも確認がなされれば、当委員会の使命はある程度果たすことができるものと考えているというものであります。

そして、最後の8が当委員会の結論であります。各会派の見解を受けて、今年度の当委員会においてどのような結論を出すかについて協議を行いました。まず、選挙区割りと各選挙区の定数については、意見の集約ができていない会派もあることから、来年度に検討を行うこととし、今年度の当委員会では、総定数に絞って結論を出すということで委員の意見が一致しました。そして、総定数について、各会派の見解を集約する形で協議を行った結果、最終的に、次の2つを当委員会の結論として全会一致で決定いたしました。（1）次の一般選挙において、総定数は40名以下とする。（2）その選挙区割りと各選挙区の定数については、来年度に検討を行う。

以上が、昨年度の特別委員会の審議の概要についてであります。説明を終わります。

**○緒嶋委員長** ありがとうございます。それでは、委員協議に戻りますが、ここで一つ確認させていただきたい事項がございます。先ほどの説明にもありましたように、昨年度の特別委員会では、「次の一般選挙において、総定数は40名以下とする。」との結論が出されたところであります。今年度の当委員会においても、当然ながらこの結論を引き継いで議論を行うべきものと考えますが、このことについて何か御意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○緒嶋委員長** 特にないようであれば、今年度の当委員会においても、総定数を40名以下とするの方針で協議を進めることについて御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○緒嶋委員長** それでは、そのように決定いたします。

それでは、改めて資料1をごらんください。3の活動方針（案）及び4の活動計画（案）について、一括して御協議いただきたいと思いません。なお、資料1の案は、当委員会の設置目的や委員長会議の結果を考慮しながら、あくまで一般的な案として作成したものであります。本日の委員会において皆様の御意見を伺った上で、これらを最終的に決定していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、主要な点を御説明いたします。

活動方針については、昨年度の特別委員会と同じ内容としております。活動計画については別紙のほうにありますが、委員会の回数については、委員長会議確認事項の原則に基づき、閉会中と定例会中に1回ずつ、年8回としております。開催日については、十分な審議時間を確保するため、他の3つの特別委員会の翌日を予定しております。すなわち、定例会中は議事整理日での開催となります。また、県内及び県外調査については、昨年度と同様、委員会における審議の状況により、必要に応じて行うこととしております。

それでは、活動方針（案）及び活動計画（案）につきまして御意見を伺いたいと思いません。御意見等がございますでしょうか。

**○井上委員** 新しく加わったということもあってお聞かせいただきたいと思うんですけれども、この活動計画、今、委員長の説明がありました、やはりまだ県内の調査とか県外調査をしなければいけないのか、そのことが1点です。それと、委員会の回数というのは、議論に

もよりますので、その日程というのはある程度確保しておくという前提もあると思うんですけれども、そこについては柔軟性を持たせてこれでもいいと思うんですけれど、県内・県外の調査というのは不必要ではないのかという意見がありまして、この委員会でいろいろ議論すればそれでいいのではないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

**○緒嶋委員長** 皆さん方の御意見を伺いたいと思いません。

**○坂元委員** 県外は必要ないと思いませんけれど、県内について、選挙区割り等が出てくれば、場合によっては公聴会等を開催する必要もあるのではないかということは思います。

**○黒木委員** 昨年は定数について主に議論してやってきたというふうな感じもするんです。ですから、今回、今、坂元委員が言われるように、選挙区割りについては、県内の状況、意見、ここあたりは大事じゃないかなという気がするんです。

**○蓬原委員** 私も県外については、資料は幾らでも集められるわけで、必要ないのかなと。県内について、今いろいろ御意見がありますように、県内の選挙区割りをどうするかということですから、やっぱりこれは項目として残しておいたほうがいいと思いません。

**○緒嶋委員長** 今の御意見、県外は必要ないだろうと。ただし、県内については、いろいろ言われたように、必要に応じて公聴会等含めてやったらどうかということでもありますので、そのような方針でいいですか。必要性が生じた場合は県内調査もするし、公聴会も開くということで、いろいろな皆さんの意見をできるだけ集約しながら結論を出すということでもあります。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 そういうことで進めさせていただきます。

それから、県外調査はやらないということですが、どの程度の時期に結論を出すか。一応案としましては、年間を通じて来年2月定例会中までということにしておるんですけども、皆さん方の審議状況によってはこれを短縮することもできるわけにありますので、めどというのは、今のところいつにするかというのはなかなか容易ではないかと思えますけど、皆さん方の御意見を伺っておきたいというふうに思います。

○福田委員 私は、昨年1年間かなり調査あるいは議論で煮詰まった話ですから、年内いっぱいには結論を出して3月では条例化すると、そのぐらい考えてもいいんじゃないかと思えます。

それともう一つ、昨年、各代表者に集まっていたいて御意見を徴しましたが、組織から1人ずつでありますと偏った意見が出ますから、同じ地域から複数の関係団体と呼ばれたほうがいいかなという気がいたしました。

○緒嶋委員長 そのほか御意見ございませんか。今の御意見は、ことしの12月ぐらいまでに結論を出して、来年の2月定例会で議決したらというようなことでありますが、いいですか、そういうことで。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 必要に応じて、できるだけ休会中の委員会等も、委員会というか公聴会含めて、そういうことで皆さん方の協力を得て、できるだけ今年の12月までに特別委員会としての結論を出すという方針で進むということでもいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

ほかに御意見もないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、最後に(3)のその他でございますが、次回の委員会において検討すべきテーマや必要とする資料等について、委員の皆様から御意見や御要望を伺いたいと思います。

○坂元委員 格差についてこれに書いてあります。大体3倍以下と。全国46都道府県における格差が最大どれだけあるものかということと、格差の論理ですね、なぜそれが許容できるのかという点が、調べられたら調べていただきたい。さっきもいろいろあったけど、憲法は人間の数でいきますが、政治の参加、投票率なんか見ても、政治に期待しない部分、必要でない部分というのもある程度見受けられるということですから、その辺を研究したいと思って、その資料をお願いします。

○緒嶋委員長 できるだけそういう資料をこちらのほうで準備させていただくということでもいいですか。ほかに何か御要望等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、次に、次回の委員会の開催についてであります。6月定例会開会中の6月30日午前10時からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

今、坂元委員から意見が出ましたが、次回の内容等については、委員長、副委員長に一任していただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 それでは、そのようなことで進めさせていただきます。

何もほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○緒嶋委員長 なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午後1時31分閉会